

各位

令和6年12月12日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

**(周知依頼)【説明動画のご案内】
労働者死傷病報告の報告事項が改正され、原則電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)**

関係団体の皆様

(BCCにてお送りしています)

平素より大変お世話になっております。

先般よりご案内しております、令和7年1月1日より施行される改正労働安全衛生規則等に関連しまして、労働者死傷病報告の電子申請方法をご説明した動画(20分程度。YouTubeへリンクいたします)を以下の厚生労働省特設ページに公開いたしましたので、お知らせいたします。

[労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます\(令和7年1月1日施行\)](#)

厚生労働省 (mhlw.go.jp)

電子申請いただく際は本動画をご覧になりながら帳票入力支援サービスを操作いただくとスムーズと存じますので、ぜひご活用ください。

また、同特設ページに、

■令和7年1月1日以降、電子申請が困難な場合に認めている書面での報告の際に使用いただく労働者死傷病報告の参考様式(令和7年1月1日以降、従前の安衛則様式第23号及び24号は省令上削除されますので便宜的に参考様式と呼ばせていただきます)

につきまして、<死亡及び休業4日以上>、<休業4日未満>のそれぞれを公開いたしました。

特設ページ朱書きのとおり、参考様式は令和7年1月1日以降に報告いただく用となっています。

なお、年内(改正安衛則等の施行前)は安衛則第97条に基づき、様式第23号又は第24号により報告することを事業者にご義務づけておりますので、参考様式は使用いただかないよう、ご注意くださいと幸いです。

ご不明な点は当係又は所轄の労働基準監督署までお問合せいただけますと幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課

